

Title	オルタナティブ投資としてのデイトレードファンドの可能性
Sub Title	
Author	朝倉, 裕右(Asakura, Yuusuke) 小幡, 績
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2005
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2005年度経営学 第2018号 不可
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002005-2018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論文要旨

所属ゼミ	小幡績 研究会	学籍番号	80430051	氏名	朝倉 裕右
(論文題名)					
オルタナティブ投資としてのデイトレードファンドの可能性					
(内容の要旨)					
<p>当論文は、投資理論の中では比較的軽視されてきた短期間で売買を行う「デイトレード」に関する理論をまとめ、デイトレードで高いパフォーマンスを残すための伝統的理論と、実際にトレードを行う中で培った新しい理論の提案を行う。さらに現在、様々な投資商品が生まれる中、デイトレードを中心としたファンドを組成することにより、新しいオルタナティブ投資商品を生み出すことが可能か否かを検討する。</p> <p>個人マネーの動き、団塊の世代が手にする退職金や相続財産、ITの発展に伴い、個人投資家のマネーは株式市場に大きな影響を与える。それらは個人投資家の資金割合の増加、運用期間の短期化へ導くものであると考えられる。その中で、デイトレードという考え方が定着し、それに伴いデイトレードに関する理論構築、整理が必要になると思われる。</p> <p>長期投資、中長期投資と比較し、デイトレードは日々の複利が働く点、リスク管理に優れている点など、優位点が多い。逆に不利な点は人的作業の圧倒的多さと手数料による利益の圧縮があげられる。</p> <p>この優位を活かし、不利な点を解決することで「ローリスクハイリターン」の投資が可能になると考えられる。</p> <p>しかし、デイトレードの場合、リスク管理を人的作業で行わなければならない、人間の意志に頼れば、リスク管理は行われていないことに等しい。また、人的作業による利益の減少や利益機会の逸失も</p> <p>多分に考えられる。これらを解決すべく、これまでの投資理論では論じられなかった、投資家の環境に論点をおいた「心理的制約開放型投資仮説」を展開する。</p> <p>この理論のポイントは、①信用取引の制限、②手数料固定化、③ストップ・ロス・オーダー（逆指値）の積極的活用にある。この理論のもと、ストップロスオーダーのみの手仕舞いを行う手法にて、2週間の検証を行った。その結果、リスク管理、リターンのパフォーマンスともに素晴らしい結果が出た。</p> <p>また、これらの理論を踏まえ、デイトレードによる運用を行うファンドをユーザーサイド（投資家）のニーズと法的側面から実現の可能性を検討した。</p> <p>注意すべき点は、証券取引法、投資顧問業法、信託業法等の規制と、投資家に満足感を与えるための税制に問題がないかである。</p> <p>デイトレードは、ディーラーによるすばやい決断が必要となり、組合員による全員参加による意思決定が前提となる有責組合、LLPは適していない。最も適しているのは、意思決定が営業者に委ねられる匿名組合と考えられる。ただし、匿名組合の場合、投資家保護の観点から問題点があると考えられる。そこで、有責組合による資金調達を行い、匿名組合によるデイトレードファンドへ出資するという案を検討した。</p> <p>これらのファンド運営については、法的側面、税制ともに不明瞭な部分が多く、追加の調査が必要である。</p>					